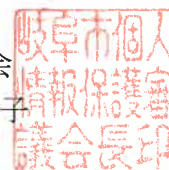


答 申 第 289号
令和2年8月21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年8月7日付け岐阜市子支第345号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯等への経済的支援を目的として、国が実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金」（以下「給付金」という。）の支給の対象とならないひとり親世帯等に対し、1世帯につき3万円の「岐阜市ひとり親家庭等臨時特別応援金」（以下「応援金」という。）の支給を行うこととしている。

については、応援金の支給に係る案内の送付等の事務を実施するため、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども未来部子ども支援課が保有する児童扶養手当受給資格者台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 応援金の支給対象者

本市の児童扶養手当受給資格者（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当する者をいう。以下「受給資格者」という。）のうち、給付金の支給対象者以外の者

3 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 受給資格者の氏名、住所及び郵便番号

4 意見

適当なものと認める。